

令和3年12月2日

株主各位

第33回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制及び	
当該体制の運用状況の概要・・・・・・・・・・	1 頁
株式会社の支配に関する基本方針・・・・・・・・	6 頁
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・	7 頁
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 頁
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・	16 頁
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 頁

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイト（<https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

新日本製薬株式会社

（証券コード 4931）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、平成30年6月の取締役会にて決議を行い、令和3年10月の取締役会にて一部改定を行いました。現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - I 当社は、取締役及び使用人(以下「役職員」という。)の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、その遵守に努めております。
 - II 当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法務課が主体となってコンプライアンスに関わる取り組みの検討及び審議を行います。
 - III 当社は、法務課にコンプライアンス相談窓口、当社顧問の法律事務所に内部通報窓口（コンプライアンスヘルプライン）をそれぞれ設け、役職員に周知の上、運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。
 - IV 役職員の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて、監査役あるいは監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - I 取締役は、その職務執行に関わる情報を法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じてその保存及び管理状況を検証しております。
 - II 当社は、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」を定めております。特に後者につきましては、JISQ15001に基づいた個人情報保護体制を敷いており、個人情報保護の徹底に努めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社においては、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、各組織におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然の防止を図るとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を代表取締役社長に報告する体制を整えております。

-
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- I 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については、資料を準備し、付議事項の十分な検討ができるような体制の構築に努めております。
 - II 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び責任を明確にし、取締役の業務執行が効率的に行われるように努めております。
 - III 当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- I 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社の管理に関する主管部門を定め、当該主管部門が、子会社の事業運営に関する重要な事項について報告を受ける体制を整備しております。
 - II 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の主管部門が、子会社のリスクの洗い出し、低減、未然防止について適切に指導及び支援し、必要に応じて当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行い、同委員会において当社グループ全体のリスク管理について審議する体制を整備しております。
 - III 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容・事業規模に応じて取締役を子会社に派遣するなど、業務を適切に支援することで、子会社の取締役等が効率的に職務を執行できる体制を整備しております。
 - IV 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
監査役が法令に従い監査を行うほか、当社の内部監査室が子会社における業務の適切性について定期的に監査を実施し、必要に応じて適正な職務執行体制の構築に向けて子会社を指導・支援いたします。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社では、監査役の求めがある場合、監査役の職務補助に専従する使用人を置くこととしております。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行った上で決定しております。

-
- ⑦ 取締役及び使用人による監査役への報告体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを確保するための体制
- I 当社の役職員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告するものとしております。
 - II 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- I 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。
 - II 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行っております。
 - III 当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に関わる年次計画について事前に説明を受け、その際、追加監査の実施が必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。
 - IV 当社の監査役は、監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高めることとしております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」及び「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制について維持、改善等を行い、体制の充実と有効性の向上を図ることとしております。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

I 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- A. 当社の行動憲章、基本方針及び社内規程等に明文を設け、当社グループに周知徹底し、グループ一丸となって反社会的勢力排除に取り組んでおります。
- B. 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。

II 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- A. 当社「行動憲章」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を定めることで、「反社会的勢力に対する基本姿勢」を明文化し、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、外部調査機関を用いた取引先の「反社会性」を検証し、取引上支障がないことを確認の上で、取引を開始するものとしております。
- B. 総務課を反社会的勢力対応部署、法務課を調査部署として位置づけ、相互に情報共有を行うものとしております。また、当社グループのすべての役職員が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図っていくものとしします。
- C. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署、当社顧問の法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

(2) 体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社では、行動憲章に「法令及び社会規範の遵守」を掲げ、それを具現化したものとして「コンプライアンス基本方針」を定め、その周知及び遵守を徹底しております。

当連結会計年度におきましては、全社員を対象としたeラーニング形式のコンプライアンス研修に加え、役員及び管理職を対象とした外部講師によるオンライン形式のコンプライアンス研修をそれぞれ実施し、各階層に求めるコンプライアンス知識の習得とコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組んでおります。また、内部通報窓口（コンプライアンスヘルプライン）については、規程に基づいて適切に処理、運用しております。

② リスク管理体制に関する取り組みの状況

当社では、社長を委員長とし、常勤取締役、執行役員及び部長を委員とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。当連結会計年度においては3回開催し、当社の経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、あらためて評価・分析を行い、当該リスクに関する対応策の検討と進捗状況の把握に継続して取り組んでおります。また、当連結会計年度においてはBCP(事業継続計画)を新たに策定し、BCPマニュアルの配布や社員向け説明会の実施等、実効性を確保するための活動に継続的に取り組んでおります。

これらの活動により、経営者と現場のリスクに対する認識の統一を図り、経営並びに事業活動に重要な影響を与えるリスクについて、適切に管理しております。

③ 取締役の職務の執行に関する事項

取締役会は、社外取締役2名を含む6名により構成されております。取締役会は当事業年度において19回開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上の重要な事項について審議・決議を行うとともに、業務執行の状況の監督を行っております。

④ 監査役の監査体制の状況

監査役会は、常勤監査役 1 名と非常勤監査役 2 名で構成されており、当事業年度において18回開催しました。また、各監査役は取締役会に出席し、特に常勤監査役はその他の重要な会議にも出席し、代表取締役やその他の常勤取締役との意見交換や社外取締役や会計監査人、内部監査室との情報交換を定期的に行うことで、監査の実効性向上を図り、当社の内部統制システム全般に対するモニタリングと、より効率的な運用についての助言を行っております。

⑤ 内部監査の活動状況

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、業務の適正化に努めております。監査結果は代表取締役及び監査役会に報告するとともに、管掌取締役、会計監査人、取締役会と連携を図り、効率的な監査の実施に努めております。

■ 株式会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結株主資本等変動計算書 (令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	3,826	3,817	6,857	△299	14,201
当期変動額					
新株の発行	332	332			664
剰余金の配当			△642		△642
親会社株主に 帰属する当期純利益			2,317		2,317
自己株式の取得				△581	△581
自己株式の処分		1		29	30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	332	333	1,675	△552	1,788
当期末残高	4,158	4,150	8,532	△852	15,990

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	65	14,267
当期変動額				
新株の発行				664
剰余金の配当				△642
親会社株主に 帰属する当期純利益				2,317
自己株式の取得				△581
自己株式の処分				30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△0	△0	118	118
当期変動額合計	△0	△0	118	1,907
当期末残高	△0	△0	184	16,174

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 1 社 株式会社フラット・クラフト

株式会社フラット・クラフトについては、当連結会計年度において株式会社フラット・クラフト準備会社を設立し、当該会社を通じて株式会社フラット・クラフトの全株式を取得したことにより連結の範囲に含めております。なお、株式会社フラット・クラフト準備会社は自社を存続会社、株式会社フラット・クラフトを消滅会社とする吸収合併を行い、その後、株式会社フラット・クラフトに社名変更をしております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

5. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～35年
その他	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、当連結会計年度末のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

商品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績から将来返品されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(5) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 913 百万円

2. 当座貸越契約

資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	13,000	百万円
借入実行残高	—	//
差引額	13,000	百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,855,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年12月23日 定時株主総会	普通株式	642	30.0	令和2年9月30日	令和2年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和3年12月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 695百万円
- ② 1株当たり配当額 32.50円
- ③ 基準日 令和3年9月30日
- ④ 効力発生日 令和3年12月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 280株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、運転資金及び設備投資に必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に出資証券等及び株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクにさらされております。

借入金 は運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。また、投資有価証券のうち、出資証券等及び非上場株式については、定期的に発行先の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券のうち、上場株式について、四半期ごとに時価を把握するなどの方法により管理しております。なお、当連結会計年度末において、上場株式の残高はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰・設備投資計画に基づく支払管理を行っているほか、手元流動性の維持などによりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.を参照ください。）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,652	13,652	—
(2) 売掛金(※1)	3,128	3,128	—
資産計	16,780	16,780	—
(1) 買掛金	527	527	—
(2) 未払金	2,108	2,108	—
(3) 未払法人税等	739	739	—
(4) 長期借入金(※2)	2,238	2,238	△0
負債計	5,614	5,614	△0

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	令和3年9月30日
非上場株式	11
出資証券等(※1)	295

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(※1) 出資証券等に対して計上している投資損失引当金を控除しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
747円07銭
2. 1株当たり当期純利益
107円45銭

企業結合に関する注記

1. 取得による企業結合

(株式会社フラット・クラフト)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社フラット・クラフト
事業の内容 食品の輸入、卸及び販売

② 企業結合を行った主な理由

株式会社フラット・クラフトの持つ高い商品力と収益力、また当社の商品との補完性や親和性の高さに着目し、高いシナジー効果を発揮することで、当社が目指す「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」の実現に貢献すると判断したことから、株式会社フラット・クラフトの株式を取得し連結子会社としました。

③ 企業結合日

令和3年6月30日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

令和3年7月1日から令和3年9月30日まで

(3) 取得した被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金	1,380百万円
取得原価	1,380百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 55百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

1,136百万円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

2. 連結子会社間の吸収合併

(1) 取引の概要

当社は、当社が目指す「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」の実現に向け、経営資源を集中し、効率化及び機能強化を図るため、令和3年9月1日を効力発生日として、株式会社フラット・クラフト準備会社を存続会社、株式会社フラット・クラフトを消滅会社とする吸収合併を行い、その後、株式会社フラット・クラフトに社名変更をしております。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

名称：株式会社フラット・クラフト

事業の内容：食品の輸入、卸及び販売

② 企業結合日

令和3年9月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社フラット・クラフト準備会社を存続会社とし、株式会社フラット・クラフトを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社フラット・クラフト

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,826	3,611	206	3,817
当期変動額				
新株の発行	332	332		332
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	332	332	1	333
当期末残高	4,158	3,943	207	4,150

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50	6,806	6,857	△299	14,201
当期変動額					
新株の発行					664
剰余金の配当		△642	△642		△642
当期純利益		2,384	2,384		2,384
自己株式の取得				△581	△581
自己株式の処分				29	30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,741	1,741	△552	1,855
当期末残高	50	8,548	8,599	△852	16,056

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	65	14,267
当期変動額		
新株の発行		664
剰余金の配当		△642
当期純利益		2,384
自己株式の取得		△581
自己株式の処分		30
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	118	118
当期変動額合計	118	1,973
当期末残高	184	16,241

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～35年
構築物	10～20年
機械及び装置	6～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、当事業年度末のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

商品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績から将来返品されると見込まれる金額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 913百万円

2. 当座貸越契約

資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	13,000百万円
借入実行残高	— //
差引額	13,000百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業外取引高

仕入高 12百万円

営業取引以外の取引による取引高 0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 451,385株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	20百万円
投資損失引当金	23 //
未払事業税	43 //
賞与引当金	73 //
ポイント引当金	92 //
返品調整引当金	11 //
退職給付引当金	52 //
資産除去債務	36 //
長期未払金	52 //
株式報酬費用	60 //
減損損失	6 //
その他	73 //
繰延税金資産小計	546百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	546百万円

繰延税金負債

資産除去債務	△31百万円
繰延税金負債合計	△31百万円
繰延税金資産純額	515百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)フラット・クラフト (注)3	所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)2	1,400	短期貸付金	—
			貸付金の回収	貸付金の回収 (注)2	1,400		—
				利息の受取 (注)2	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 株式会社フラット・クラフトは、株式会社フラット・クラフト準備会社として設立されました。

株式会社フラット・クラフト準備会社は自社を存続会社、株式会社フラット・クラフトを消滅会社とする吸収合併を行い、その後株式会社フラット・クラフトに社名変更しております。

2. 個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)1	科目	期末残高 (百万円) (注)1
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社等	(株)メディカルグリーン (注)3	無し	商品の仕入先	健康食品の 仕入 (注)2	17	買掛金	1
主要株主(個人)が 議決権の過半数を 所有している会社等	(株)アルク・ラボ (注)4	無し	コールセンター 業務の外注先	コールセンター 業務の委託 (注)2	26	未払金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 健康食品の仕入及びコールセンター業務の委託については、株式会社メディカルグリーン及び株式会社アルク・ラボ以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

3. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の100%を間接所有しております。

4. 当社の主要株主山田英二郎が、議決権の90%を間接所有しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額
750円19銭
2. 1 株当たり当期純利益
110円54銭

企業結合に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。